

社会福祉法人 同愛会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- 1 障害者支援施設の経営
- 2 障害児入所施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- 1 老人デイサービス事業の経営
- 2 障害福祉サービス事業の経営
- 3 相談支援事業の経営
- 4 小規模多機能型居宅介護の経営
- 5 認知症対応型共同生活介護の経営
- 6 老人介護支援センターの経営
- 7 老人居宅介護等事業の経営
- 8 移動支援事業の経営
- 9 地域活動支援センターの経営
- 10 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人同愛会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、事務局員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを必要とする。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 4 評議員は、再任されることができる。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(評議員会の構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員会の開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（評議員の招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別に利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事の内1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 理事長、常務理事以外の理事のうち、3名を業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、常務理事及び業務執行理事は、別に定める細則に従い、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)及びこれらの附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した者の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第23条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第24条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法

人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100,000円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定額預金 1,000,000円

(2) 建物

1 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1749番地1、1752番地2、1748番地2所在
鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建

幸陽園

管理棟 1棟 (407.28平方メートル)

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建

作業棟 1棟 (602.60平方メートル)

コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建

ボイラー室 1棟 (59.00平方メートル)

コンクリートブロック造陸屋根 平屋建

ポンプ室 1棟 (9.90平方メートル)

2 横浜市旭区市沢町字追分557番地3所在

鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建

空とぶくじら社

養護所 1棟 (1,147.30平方メートル)

3 横浜市磯子区磯子三丁目1705番地6所在

鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺

ダイア磯子

作業棟 1棟 1階 (785.61平方メートル)

2階 (437.16平方メートル)

3階 (511.63平方メートル)

4 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1696番地1、同番地2、同番地5、同番地6、同番地7、同番地8、1698番地1、同番地2、同番地3、1701番地、1706番地4所在

てらん広場 2階建

養護所 1階 (457.55平方メートル)

2階 (371.51平方メートル)

地下 1階 (11.26平方メートル)

鉄筋コンクリート造スレート葺 平屋建

養護所 (282.89平方メートル)

鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建

物置 (46.03平方メートル)

鉄筋コンクリート造スレート葺 2階建

作業所 1階 (183.37平方メートル)

- 2階 (215.79平方メートル)
- 鉄筋コンクリート造スレート葺 2階建
- 養護所 1階 (253.00平方メートル)
- 2階 (250.50平方メートル)
- 鉄筋コンクリート造スレート葺 地下1階付2階建
- 養護所 1階 (241.50平方メートル)
- 2階 (236.50平方メートル)
- 地下 1階 (50.00平方メートル)
- 鉄筋コンクリート造スレート葺 2階建
- 養護所 1階 (252.50平方メートル)
- 2階 (242.87平方メートル)
- 鉄筋コンクリート造スレート葺 2階建
- 養護所 1階 (192.75平方メートル)
- 2階 (159.75平方メートル)
- 鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建
- 物置 (5.76平方メートル)
- 木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
- 事務所 1階 (83.98平方メートル)
- 2階 (99.37平方メートル)
- 5 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1352番地24所在
- 木造スレート葺 2階建
- RAKU
- 寄宿舎 1階 (257.31平方メートル)
- 2階 (132.75平方メートル)
- 6 横浜市都筑区牛久保東一丁目33番地1所在
- 鉄筋コンクリート造コンクリート板葺 3階建
- つづき地域活動ホームくさぶえ
- 養護所 1階 (382.85平方メートル)
- 2階 (674.77平方メートル)
- 3階 (192.70平方メートル)
- 7 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1727番地1、1765番地3、同字笹山1773番地73所在
- 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建
- リプラス
- 作業所 1階 (385.50平方メートル)
- 2階 (380.52平方メートル)
- 8 横浜市都筑区中川中央一丁目3番7所在
- 鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付5階建1階部分
- 森のピーターパン北部事務所
- 事務所 (34.02平方メートル)

- 9 横浜市栄区笠間三丁目628番地1、632番地1、628番地4所在
鉄筋コンクリート造スレートぶき陸屋根 2階建
リエゾン笠間
養護所 1階 (276.00平方メートル)
2階 (269.00平方メートル)
横浜市栄区笠間三丁目628番地1所在
鉄骨造陸屋根 2階建
養護所 1階 (7.44平方メートル)
2階 (159.50平方メートル)
横浜市栄区笠間三丁目628番地1、595番地1、595番地8所在
鉄筋コンクリート造スレートぶき 2階建
養護所 1階 (398.58平方メートル)
2階 (398.58平方メートル)
横浜市栄区笠間三丁目595番地1所在
鉄筋コンクリート造スレートぶき 2階建
養護所 1階 (464.85平方メートル)
2階 (464.85平方メートル)
横浜市栄区笠間三丁目595番地1所在
鉄骨造スレートぶき 平屋建
養護所 (168.00平方メートル)
横浜市栄区笠間三丁目601番地3、595番地1所在
鉄筋コンクリート造スレートぶき 2階建
養護所 1階 (453.49平方メートル)
2階 (453.49平方メートル)
横浜市栄区笠間三丁目628番地4所在
鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建
ゴミ箱 (12.25平方メートル)
- 10 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1642番地1所在
木造スレートぶき 2階建
かのん
作業所 1階 (407.55平方メートル)
2階 (100.80平方メートル)
- 11 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1748番地4、1746番地2所在
鉄骨造陸屋根 2階建
てらん広場従たる作業所
作業所 1階 (174.00平方メートル)
2階 (174.00平方メートル)
- 12 横浜市緑区鴨居七丁目1886番地4所在
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建
こんがり堂

- 作業所 事務所 (165.62平方メートル)
- 13 横浜市緑区鴨居七丁目1886番地3所在
 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建
 てらん広場奏鴨居作業所
 作業所 (165.62平方メートル)
- 14 横浜市旭区白根町字拾六町歩917番地1、917番地4所在
 木造スレートぶき 2階建
 てらん広場従たる作業所
 作業所 1階 (194.60平方メートル)
 2階 (194.60平方メートル)
- 15 横浜市港北区鳥山町字根崎968番地所在
 木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
 横浜健育センター
 教習所 作業所 1階 (315.18平方メートル)
 2階 (295.11平方メートル)

(3) 土地

- 1 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1748番1所在
 幸陽園敷地 宅地 (2,898.49平方メートル)
- 2 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1748番4所在
 てらん広場敷地 宅地 (817.50平方メートル)
- 3 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1746番地2所在
 てらん広場敷地 宅地 合筆 (37.86平方メートル)
- 4 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1352番地21所在
 RAKU敷地 雑種地 (139.00平方メートル)
- 5 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1352番地22所在
 RAKU敷地 宅地 (92.78平方メートル)
- 6 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1352番地24所在
 RAKU敷地 宅地 (404.30平方メートル)
- 7 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1352番地25所在
 RAKU敷地 雑種地 (27.00平方メートル)
- 8 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1352番地28所在
 RAKU敷地 宅地 (0.43平方メートル)
- 9 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1353番地14所在
 RAKU敷地 雑種地 (24.00平方メートル)
- 10 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1353番地15所在
 RAKU敷地 宅地 (0.40平方メートル)
- 11 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1765番3所在
 リプラス敷地 宅地 (596.12平方メートル)
- 12 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1727番1所在

- リプラス敷地 宅地 (509.29平方メートル)
- 13 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1773番73所在
リプラス敷地 宅地 (57.88平方メートル)
- 14 横浜市都筑区中川中央一丁目3番7所在
居宅介護等事業所敷地 宅地
持分90,000分の4,560 (168.01平方メートル)
- 15 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1642番1所在
かのん敷地 宅地 (905.18平方メートル)
- 16 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1641番4所在
かのん敷地 雑種地 (213.00平方メートル)
- 17 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1642番5所在
かのん敷地 公衆用道路 (34.00平方メートル)
- 18 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1641番6所在
かのん敷地 公衆用道路 (7.97平方メートル)
- 19 横浜市緑区鴨居七丁目1886番4所在
こんがり堂敷地 宅地 (508.18平方メートル)
- 20 横浜市緑区鴨居七丁目1886番5所在
こんがり堂敷地 公衆用道路 (9.69平方メートル)
- 21 横浜市緑区鴨居七丁目1886番3所在
てらん広場奏鴨居作業所敷地 宅地 (438.30平方メートル)
- 22 横浜市緑区鴨居七丁目1887番3所在
てらん広場奏鴨居作業所敷地 宅地 (26.45平方メートル)
- 23 横浜市緑区鴨居七丁目1887番4所在
てらん広場奏鴨居作業所敷地 宅地 (0.47平方メートル)
- 24 横浜市旭区白根町字拾六町歩917番1所在
てらん広場敷地 宅地 (965.77平方メートル)
- 25 横浜市旭区白根町字拾六町歩917番4所在
てらん広場敷地 宅地 (553.33平方メートル)
- 26 横浜市港北区鳥山町字根崎968番所在
横浜健育センター 宅地 (993.05平方メートル)
- 27 横浜市保土ヶ谷区上菅田町字金草沢1707番1所在
てらん広場敷地 山林 (1,176.00平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合

には、神奈川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 就労支援センターの経営
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
- (5) 知的障害者生活寮の経営
- (6) 診療所の経営
- (7) 地域包括支援センターの経営
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (9) 障害者後見的支援運営法人運営事業
- (10) 障害児・者に対し、高等学校卒業資格を得るための学習を支援する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神奈川県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人同愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	板倉	治志
理事	斉藤	達也
同	内野	慶太郎
同	永野	実
同	野口	敏男
同	森野	巖
同	谷本	哲夫
監事	嶋村	忠夫
同	小川	豊

2 この定款は平成29年4月1日より施行する。